

県南広域振興局長告示第53号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成31年4月26日

県南広域振興局長 平野 直

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370501066	特定非営利活動法人あおぞら会	イケダ介護サービス	花巻市大迫町大迫第4地割 13番地5	平成31年4月30日